

新潟国際情報大学学友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、新潟国際情報大学学友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、自律の精神のもとに個性的で多様な大学生活を送ることを目指す学生の活動を促進することを目的とする。

第2章 組織

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

学生会員 新潟国際情報大学の全学生

教員会員 新潟国際情報大学の全教員

職員会員 新潟国際情報大学の全職員

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

会長及び副会長を、三役と総称する。

全学委員 クラス(ゼミナール及び研究室を含む)の代表

クラブ団体(公認団体及び同好会)の代表

会計 1名

会計監査人 2名

選挙管理委員 3名

(役員を選出)

第5条 役員を選出は次に掲げるところによる。

会長 学生会員の互選による。

副会長 学生会員の互選による。

全学委員 クラス(ゼミナール及び研究室を含む)を単位とし、互選による者。1クラスにつき1名。

クラブ団体(公認団体及び同好会)の主将・学生代表。1団体につき1名。

会計 会長が学生会員から選任する者。

会計監査人 全学委員の互選による者。1名。

学生部委員の互選による者。1名。

選挙管理委員 全学委員の互選による。

2 会計監査人及び選挙管理委員は会長及び副会長を兼ねることができない。

3 正規の修業年数を超えた学生又は所定の進級要件を満たさず留年した学生は、本会の役員に就任することができない。

(役員任期)

第6条 役員任期は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

2 任期の途中でクラス替えが実施された場合、当該クラスの全学委員を改めて選出しなければならない。

第3章 会議

(会議)

第7条 本会に、本会の運営方針を審議するため全学委員会を設置し、会長の招集により少なくとも年1回開催する。

2 全学委員会は、会長、副会長及び全学委員をもって組織する。

3 全学委員会の議長は、全学委員会の構成員の互選により定める。

第8条 本会に、会長及び副会長の選挙を管理するため選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により定める。

(議事)

第9条 本会の各委員会は、委員総数の過半数以上の出席により開会し、議決は出席者の過半数の賛成により決する。

第10条 本会の各委員会は、議事録を作成しなければならない。

第4章 特別委員会等

(特別委員会)

第11条 大学祭、スポーツ大会その他本会が主催する行事の実施に際しては、特別委員会を設置する。

2 特別委員会の委員は、本会の構成員から3名以上を選任する。

3 特別委員会の委員長は、会長が選任する。

第12条 特別委員会の運営を円滑に進めるため、常設の委員会を設置することができる。

(会報編集委員会)

第13条 学友会会報の制作に際しては、会報編集委員会を設置する。

第5章 他の組織との連携

(学生部)

第14条 学生部は、本会の運営に関し指導及び助言を行う。

(クラブ団体)

第15条 大学に認定されたクラブ団体は活動分野ごとに連合して本会の運営に参加することができる。

第6章 会計

(会計)

第16条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第17条 本会の経費は会費、寄付金、交付金その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 本会の会費は次の通りとする。

学生会員 2万4千円 (在学中)

教員会員 3千円 (毎年)

職員会員 2千円 (毎年)

第19条 予算の執行は学生部の承認を得て行う。

第20条 会費の徴収及び管理は大学事務局に委託して行う。

(監査)

第21条 会計監査人は、本会の会計を監査する。

第7章 雑則

(改正)

第22条 この会則の改正は、学生部の承認を経て全学委員会の3分の2以上の議決をもって行う。

附則

この会則は、平成7年4月7日から施行する。

附則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。